

# 調布・狛江早朝野球連盟会則

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本連盟は、調布・狛江早朝野球連盟とする。

第 2 条 本連盟の事務局は、事務局長宅とする。

## 第 2 章 目 的

第 3 条 本連盟は、アマチュアスポーツの一環として、早朝野球同好の志と共に健康と親睦を図る目的とする。

第 4 条 本連盟は、4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月の8か月を通じて総当たりのリーグ戦を開催する。(但し、理事会決定により3期制を開催する場合もありうる。)

## 第 3 章 役 員

第 5 条 本連盟は、下の役員を設ける。

顧問・相談役・会長1名 副会長2名 会計1名 事務局長1名  
各チーム理事1名

第 6 条 会長は理事会で選出する。

第 7 条 副会長・会計・事務局長は会長指名により理事会の承認を得るものとする。

第 8 条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第 4 章 運 営

第 9 条 本連盟は、入会金および会費にて運営する。

第 10 条 本連盟は、入会金1チーム10,000円・会費1チーム2月より翌年1月まで毎月5,000円とする。特別会費は理事会にて決議する。

第 11 条 本連盟は、入会申し込みがあった時、理事会で協議の上、入会申し込みチームに認否を通知する。

第 12 条 本連盟の試合時間は原則として、午前6時より午前8時とする。但し、7時40分より新しいイニングには入らない。開始時間より10分経過しても相手チームが試合できない状態の時は不戦勝とする。  
特記：狛江市民グラウンドでは6時10分試合開始、7時45分より新しいイニングには入らない。とする。

第 13 条 本連盟は、悪天候の際、試合前日午後6時現在両チーム監督協議の上決定する。その際、必ず事務局および審判に連絡する。

第 14 条 本連盟は、悪天候その他事由にて試合延期の際その対戦チームにて協議し、なるべく早く試合を消化する。

第 15 条 本連盟は、プロ・ノンプロ・各学校の野球部に在籍または関係のあるものに関してはアマチュア野球連盟規約に基づき参加することができない。但し、退部証明を理事会に提出し認可すれば可能である。

第 16 条 本連盟は、理事会を月1回開き、選手登録、試合進行、その他協議する。  
午後8時より開催。

第 17 条 本連盟より脱退する際は、理事会にその旨の届け出をすること。理事会は協議の上返答する。

第 18 条 本連盟の試合は、試合チーム以外のチームの4人が審判に当たる。試合終了後、主審は試合結果を事務局に報告する。尚、審判が試合時間になっても来ない場合、両チーム監督の話し合いにより試合を開始する。試合終了までになお審判が未到着の場合でもその試合の成立を認める。

当試合の不出場審判チームは、反則金を次回理事会までに納入し、当該チームに謝罪する。

第 19 条 悪天候その他の事由によりコールドゲームを認める場合。

5 回終了時で試合続行不可と審判が認めた場合

4 回以降 10 点差がついた場合

第 20 条 本連盟の試合ルールは、全日本軟式野球連盟のルールによる。

第 21 条 本連盟の主審は、1 試合 2 人の交代を認める。また、審判に連絡せずに試合決行の時は無効試合とする。

尚、中止の時にも審判に連絡。

第 22 条 年度は 1 月から 12 月までとし、翌年 2 月に理事会を開催し、事業・会計に関し報告と計画を決定する

## 第 5 章 補 則

第 23 条 本連盟は、当会則の変更、削除、追加の際は理事会の 3 分の 2 以上の議決により決定する。

第 24 条 順位は勝率によって決定する。同率の場合は当該チームの対戦にて勝ち越している方を上位とする。

# 調布・狛江早朝野球連盟内規

- 第 1 条 各役員間の連絡は速やかに確実に伝えること。  
問題によっては、随時に役員会を開き解決する。
- 第 2 条 試合の延長、中止、再試合の場合速やかに事務局に連絡のこと。
- 第 3 条 試合の経過報告を主審は事務局にしなければならない。
- 第 4 条 役員会、定期・臨時理事会の日時・場所等は事務局より電話連絡網で速やかに伝える。
- 第 5 条 事務局は、連盟の用件にて使用した代金は必ず次月の理事会にて会計に請求処理を行うこと。
- 第 6 条 試合開始の際、主審は両チームの選手のユニフォーム・帽子・ストッキング・スパイク等を一点点検し、異なっている場合は当チームの監督に注意勧告し、その選手の出場を命ずる場合がある。
- 第 7 条 主審は厳正中立で常にストライク・ボール・アウト・セーフ並びにクロスプレーの際の判断を常に研究し冷静かつ沈着に速やかに指示しなければならない。尚、主審・塁審の服装は審判員らしい服装で試合に臨むこと。
- 第 8 条 試合中の抗議は、当該選手がタイムを要求した後、当チームの監督にその際の事情をよく説明し、監督が主審に抗議する。主審は事情を聞いた上、場合によっては相手チームの監督を呼び、協議の上円満に解決を図る。その間、両チームの選手は静粛にし、解決を待つこと。もしこれに違反したり、主審に暴言・暴行した時は、主審は速やかにその選手のグラウンドより退場を命ずることができる。
- 第 9 条 試合中の攻撃、守備の交代は全員駆け足にて行い、ゲームの進行を速やかにすること。これはお互いのチームの精神の緊張を高めさせると共に又、反面怪我等の事故防止の為に行うものである。
- 第 10 条 選手の背番号を登録すること。もし、異なった背番号を着用の際は審判と当該チームの監督にその旨を伝え、着替えさせる場合があり、又、違反した時は発見直後よりその場に於いて当選手の当該試合の出場を禁止させることがある。
- 第 11 条 当該背番号の選手が脱退した場合は、新加入選手が同一背番号を使用してもよいが、やはりその旨を月 1 回の理事会に各チームの加入、脱退選手の生命、住所、年齢、背番号を発表する。
- 第 12 条 新加入選手は理事会に発表後、ゲームの出場権を得るものとする。
- 第 13 条 試合中選手は真剣にゲームに専念することは当然のことであるが、相手チームや、自チームに対する声援は個人攻撃的な言動又は、第三者が聞いて不快感を与える様なものは避けること、又、ベンチにいる控え選手及び応援団もこれに準ずる。もしそのような事があった時、主審は直ちにゲームを一時中断し、当該監督に注意勧告する。それでもなおかつ違反したものは、グラウンドより退場させることができる。
- 第 14 条 当連盟に於いて同一選手が 2 チームに登録することは認めない。  
移籍する場合は前チームの監督と円満脱退届出後、理事会にて承認後、移籍することができる。但し故意的、金銭的攻略的な場合は認めない。
- 第 15 条 グラウンド付近に人家のある場合、6 時の試合開始前はできるだけ静かに人家よりはなれば場所で練習すること。人道上、必ず厳守すること。
- 第 16 条 試合前、試合後のグラウンド整備は両チームより同数の人数で行う。また、借用の小屋等の清掃も試合終了後、両チームにより同数の選手が行わなければならない。
- 第 17 条 開会式、閉会式には連盟の決定人数が参加しなければならない。何故ならば、物事のけじめをハッ

キリさせることに於いて、お互いの人間性にプラスになり、当連盟の精神に則るものである。

- 第 18 条 年 1 回の決算の他に多数の理事の要求があった場合は、会計は会計中間報告をしなければならない。
- 第 19 条 会計は、緊急、止むを得ぬ出来事があった時に会長不在の場合は、副会長と相談の上出金することができる。その際、事後報告すること。
- 第 20 条 理事会を無断で欠席の場合は、反則金として一金 1,000 円也を次回理事会までに納入する。
- 第 21 条 理事会開催時間は厳守のこと。  
(チームの代表者として常に他の選手の模範となるよう心掛けねばならない。)
- 第 22 条 慶弔に関し、連盟加入選手本人の死亡の場合のみ香典を贈ることができる。又、連盟公式試合(往復の際)に於いて、怪我等の見舞金は理事会にて討議決定する。
- 第 23 条 試合中グラウンド付近の人家などを損傷した場合、当連盟としての補助金は損害保険による。免責額はチーム負担とする。(当該チーム 7 割)
- 第 24 条 危険防止のため、1 塁ベースを W ベースとする。
- 第 25 条 事情により 1 人不足の場合 8 人で試合成立を認める。
- 第 26 条 当連盟では、理事会により承認された DH 制を採用する。
- 第 27 条 本内規の追加変更、削除は理事会の多数決によって定める。

以上、当連盟の円滑な運営と、健全なるアマチュア精神を育成するために会則を補足するためこれを定めたものである。

## DH 制詳細

下記に示すとおりの変則指名打者制(10人打者制)を認める。参加選手の出場機会を増やすことで、チームの活性化と選手自身の技術向上を目的とする。なお、東京都早朝野球連盟においても採用されている規定であり、当連盟でも採用する。

野球規則 6.10 に基づき当連盟での規定を以下に示す。

- 守備につかない打者（指名打者）を1名打順に組み込むことを認める。（打者10名）
- 試合途中からの指名打者出場は認めない。
- 指名打者が守備につくことは可能だが、交代した野手は退き、その時点で指名打者は消滅する。
- 指名打者の打順は固定される。しかし、指名打者が守備についた場合でも、その打順は継続し、退いた選手の打順は繰り上げられる。
- 指名打者への代打、代走は認められる。その選手が以降の指名打者を引き継ぐ。（代打、代走は控え選手からのみ出場可能）
- 試合開始時、ベンチ入り選手が9名および8名の場合は、指名打者出場は認めない。
- 試合開始時、ベンチ入り選手が10名で、途中、守備選手が退く場合、指名打者選手が守備を補い、指名打者は消滅する。指名打者選手が退く場合も、指名打者は消滅する。以降さらに、選手が退く場合でも、8名までは試合を続行できる。
- しかし、8名になった時点より、9番打者の打順で1アウトを無条件に与えられる。